

教育委員会定例会会議録

令和5年4月20日（木）

教育委員会定例会会議録

令和5年4月20日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 中馬智子
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 村上穰介
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 南雲 務	社会教育課長 伊勢田珠代
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 力石裕司
図書館長 松岡俊子	教育センター所長 松永昭治
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
体験学習センター担当課長兼所長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから4月定例会を開催いたします。

日程第1教委議案第26号茅ヶ崎市立松浪小学校学校運営協議会設置について及び日程第2教委議案第27号茅ヶ崎市立浜須賀小学校学校運営協議会設置について及び日程第3教委議案第28号茅ヶ崎市立緑が浜小学校学校運営協議会設置については関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 まず初めに日程第1教委議案第26号茅ヶ崎市立松浪小学校学校運営協議会設置についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、3ページの茅ヶ崎市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、茅ヶ崎市立松浪小学校への設置を願い出るものでございます。

なお、この設置は令和5年5月1日といたします。

続きまして、日程第2教委議案第27号茅ヶ崎市立浜須賀小学校学校運営協議会設置についてにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、7ページの茅ヶ崎市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、茅ヶ崎市立浜須賀小学校への設置を願い出るものでございます。

なお、この設置は令和5年5月1日といたします。

続きまして、日程第3教委議案第28号茅ヶ崎市立緑が浜小学校学校運営協議会設置についてにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、11ページの茅ヶ崎市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、茅ヶ崎市立緑が浜小学校への設置を願い出るものでございます。

なお、この設置は令和5年5月1日といたします。

以上3点の議案につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1教委議案第26号茅ヶ崎市立松浪小学校学校運営協議会設

置について及び日程第 2 教委議案第 27 号茅ヶ崎市立浜須賀小学校学校運営協議会設置について
及び日程第 3 教委議案第 28 号茅ヶ崎市立緑が浜小学校学校運営協議会設置については原案の通
り設置することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは原案の通り決めます。

次に、日程第 4 教委議案第 29 号第 3 次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画についてを議題とい
たします。

担当事務局説明をお願いいたします。

○図書館長 日程第 4 教委議案第 29 号第 3 次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画についてにつ
きまして、議案書は 13 ページと教育委員会定例会資料 1 となります。

資料 1 の 27 ページの、パブリックコメントの結果は記載の通りでございます。計画の変更点
はございません。4 月 23 日日曜日の子ども読書の日に公表いたします。計画は令和 5 年 4 月か
ら 10 年 3 月までの 5 年間といたします。説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。よろし
いですか。

特にご意見等がなければ、日程第 4 教委議案第 29 号第 3 次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計
画については、原案の通り決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第 5 教委報告第 8 号教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題とい
たします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第 5 教委報告第 8 号教育委員会市職員人事に関する専決処分について、
教育総務課長よりご説明申し上げます。教育委員会の発令につきまして、専決処分のご報告を
させていただきます。議案書は 14 ページ及び 15 ページとなっております。15 ページをご覧く
ださい。

上から順に、1月31日付け、市民課職員の退職に係る併任解除が1件、3月31日付けで、割愛退職や普通退職、定年退職による解職発令が10件、任期満了による解職発令が5件、退職による併任解除が1件、4月1日付けで割愛による指導主事採用が4件、市民課及び小出支所の職員に対する学務課への併任発令が8件、人事異動による併任解除の発令が5件となっております。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第5教委報告第8号教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することはいかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

それでは承認することといたします。

次に、日程第6教委報告第9号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分について及び日程第7教委報告第10号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する専決処分については、関連がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学務課長 日程第6教委報告第9号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分について及び日程第7教委報告第10号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する専決処分について、以上2件を一括して学務課長よりご説明申し上げます。

本改正は、例年国が年度末に行う改正に伴い、本市条例及び規則について、改正を実施するものでございます。資料につきましては、16ページから38ページとなります。

本件につきましては、令和5年3月31日付け政令第154号及び文部科学省告示第40号及び第41号により、学校医等に関わる介護保険介護補償の額及び長期療養者の休業補償等に関わる

補償基礎額の最低限度額及び遺族補償一時金等の計算における遺族補償年金等の額に乗ずる率を定めたほか、これに伴う所要の改正を行ったものでございます。

条例改正規則改正とも急施を要したため、教育長により専決処分をさせていただきましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務運営規則第5条第2項の規定に基づき報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、こちらの件につきましては5月の臨時市議会に上程する予定でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第6教委報告第9号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分について及び日程第7教委報告第10号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは承認することといたします。

次に日程第8教委報告第11号茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第8協議報告第11号茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明させていただきます。議案書39ページ、40ページをご覧ください。

本委員につきましては、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則第3条に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年を任期とし、委嘱しているものでございます。4月1日付で、関係機関等より9名の委員の推薦をいただき、本定例会に先立ち専決処分したものです。

以上ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 8 教委報告第 11 号茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することはいかがででしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、承認することといたします。

次に日程第 9 教委報告第 12 号令和 4 年度障がいのある児童生徒等の就学についての答申についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 9 教委報告第 12 号令和 4 年度障がいのある児童生徒等の就学についての答申についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明いたします。議案書 41 ページをご覧ください。

令和 4 年 7 月 7 日付 4 茅教指第 88 号で諮問のありました令和 4 年度障がいのある児童生徒等の就学についてにつきまして、茅ヶ崎市就学指導委員会委員長より答申がございましたことをご報告いたします。

次に 43 ページをご覧ください。茅ヶ崎市就学指導委員会といたしまして、令和 4 年度小学校入学予定者及び学年中途者中学校入学予定者及び学年中途者あわせて 182 名に対しまして、通常学級 30 名、特別支援学級 130 名、特別支援学校視覚障がい教育部門 1 名、聴覚障がい教育部門 1 名、知的障がい教育部門 13 名、肢体不自由教育部門 7 名の判断を行いました。

以上ご報告いたしますのでご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 9 教委報告第 12 号令和 4 年度障がいのある児童生徒等の就学についての答申についての報告を終了いたします。

次に、日程第 10 教委報告第 20 号茅ヶ崎市立香川小学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分について及び日程第 11 教委報告第 13 号茅ヶ崎市立汐見台小学校学校運営協議会委員

の委嘱に関する専決処分について及び日程第 12 教委報告第 14 号茅ヶ崎市立鶴が台中学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分については、関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 まず初めに日程第 10 教員報告第 20 号茅ヶ崎市立香川小学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分につきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書その 2、1 ページをご覧ください。

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、2 ページから 3 ページの名簿にあります通り、茅ヶ崎市立香川小学校より変更がありました 2 名の委員を専決処分したものでございます。なお、今期委員の委嘱期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの任期といたします。

続きまして、日程第 11 教委報告第 13 号茅ヶ崎市立汐見台小学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、ご説明申し上げます。議案書はその 1 の方に戻っていただきまして、44 ページをご覧ください。

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、45 ページから 46 ページの名簿にあります通り、茅ヶ崎市立汐見台小学校より変更がありました 2 名の委員を専決処分したものでございます。なお、変更のあった委員 2 名の委嘱期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までといたします。

続きまして日程第 12 教委報告第 14 号茅ヶ崎市立鶴が台中学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分につきまして、ご説明申し上げます。議案書 47 ページをご覧ください。

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、48 ページから 49 ページの名簿にあります通り、茅ヶ崎市立鶴が台中学校より変更がありました 1 名の委員の委嘱、1 名の委員の所属団体の名称等及び委員の区分の変更、1 名の委員の辞任について専決処分したものでございます。

なお委嘱期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの任期といたします。

以上 3 点についてご報告いたしますのでご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 10 教委報告第 20 号茅ヶ崎市香川小学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分について及び日程第 11 教委報告第 13 号茅ヶ崎市立汐見台小学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分について及び日程第 12 教委報告第 14 号茅ヶ崎市立鶴が台中学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは承認することといたします。

次に日程第 13 教委報告第 15 号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について及び日程第 14 教委報告第 16 号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について及び日程第 15 教委報告第 17 号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について、は関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○小和田公民館長 日程第 13 教委報告第 15 号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてから、日程第 15 教委報告第 17 号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についての以上 3 件につきまして、小和田公民館担当課長より一括してご説明申し上げます。

議案書は 50 ページから 58 ページまでとなります。

本件は、社会教育法第 30 条及び茅ヶ崎市立公民館条例第 17 条の規定に基づく、小和田公民館、松林公民館及び南湖公民館の運営審議会委員の委嘱について専決処分をいたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、報告をし承認をお願いするものです。議案書 51 ページ及び 52 ページをご覧ください。

小和田公民館運営審議会につきまして、令和 5 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、松浪中学校譜久山文野教頭から中川美幸教頭に変更して委嘱するもので、任期につきましては、令和 6 年 3 月 31 日までとなっております。

次に議案書 54 ページ及び 55 ページをご覧ください。松林公民館運営審議会委員につきまして、令和 5 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、松林中学校小俣宏之教頭から羽場由佳子教頭に変更して委嘱するもので、任期につきましては令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。

次に、57 ページ及び 58 ページをご覧ください。南湖公民館運営審議会委員につきまして、令和 5 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、西浜小学校山本哲史教頭から牧野桃子教頭に茅ヶ崎西浜高等学校獅子倉聡副校長から熊澤俊晴副校長に変更して委嘱するもので、任期につきましては令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。

いずれの委嘱につきましても教育委員会定例会にお諮りするいとまがございましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 5 条第 2 項の規定により専決処分いたしましたものでございます。報告は以上でございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 13 教委報告第 15 号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について及び日程第 14 教委報告第 16 号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について及び日程第 15 教委報告第 17 号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは承認することといたします。

次に、日程第 16 教委報告第 18 号茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○青少年課長 日程第 16 教委報告第 18 号茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会委員の委嘱に関する専決処分につきまして、青少年課長よりご説明申し上げます。議案書の 59 ページをご覧ください。

本委員につきましては茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年を任期として委嘱するもので

ございます。本定例会に先立ち、専決処分いたしましたものです。

以上、ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 16 教委報告第 18 号茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、承認することといたします。

次に、日程第 17 事務報告令和 5 年第 1 回市議会定例会についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務部長

それでは令和 5 年第 1 回市議会定例会について、教育総務部長よりご報告をさせていただきます。議案書は 61 ページから 76 ページでございます。

62 ページをご覧ください。

同定例会は 3 月 1 日から 3 月 23 日までの会期 23 日間で開催をされました。

まず教育委員会に関する議案につきましてご報告いたします。本会議第 1 日目では教育委員の選任について審議されました、伊藤委員の教育委員任命について、全会一致で議会の同意がなされました。また、本定例会においては令和 5 年度予算の審査及び審議が予算特別委員会において行われました。教育委員会については、9 日に歳入審査、13 日に歳出審査が行われ、14 日の総括質疑の後、23 日の本会議にて可決をされました。その他、3 月 1 日に文化教育常任委員会が開催され、議案第 1 号令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算第 13 号所管部分が審査され、3 日の本会議にて可決されました。内容といたしましては梅田中学校の屋内運動場にごございますり下げ式バスケットボールの修繕にかかる費用、及び、各施設の光熱水費、燃料費を増額するものでございました。15 日の文化教育常任委員会では、茅ヶ崎市就学指導委員会を茅ヶ崎市教育支援委員会に改める、茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例が、22 日には博物館建設用地の損害賠償に係る和解についてが審査されました。23 日の本会議にて、いずれも可

決をされたものでございます。議案に関しては以上でございます。なお本定例会において陳情審査はございませんでした。

次に総括質疑でいただきました質問についてご説明をいたします。今回の市議会定例会におきましては、6 会派及び 1 議員より総括質疑が行われ、それぞれ質問がございました。議案書 65 ページからのちがさき自民クラブ小島勝己議員からは、子育て支援についてと題して、自治体による子育て支援策が各地で進みつつある中、茅ヶ崎市の支援策に関する取り組みについて、子育て支援についての質問がありました。

議案書 66 ページからの絆・新しい風青木浩議員からは、2023 年度における重点施策の概要についてと題して、子育て支援について、文化スポーツの振興についての質問がございました。

議案書 67 ページからの公明ちがさき滝口友美議員からは、子育て支援についてと題して特別支援学級の整備の前倒しについての質問がありました。

同ページ、新政ちがさき岸正明議員からは、児童生徒の不登校についてと題し、児童生徒の不登校数が増加している中での、不登校対策についての質問が、学校給食についてと題して中学校給食について、オーガニック給食についての質問が、小中学校教員の確保についてと題して、教職員不足への対応について、学校給食等の公開経過への取り組みについてなどの質問がございました。

議案書 70 ページからの未来創生・湘風クラブ、柁木太郎議員からは、子育て支援についてと題して、中学校給食について、特別支援学級の拡大について、体育館へのエアコン設置と地域開放等について、学力と人間力の向上への取り組みについて、教員の資質向上と働き方の改善についてそれぞれ質問がございました。

議案書 73 ページからの日本共産党茅ヶ崎市議会議員団、金田俊信議員からは、学校給食についてと題して、小学校給食の学校給食費無償化について、中学校給食の実施方式に対する市民の意見について、中学校給食の喫食率の想定について、中学校給食を全員喫食型とすることについての質問がございました。

議案書 75 ページからの会派に属さない議員豊島太一議員からは、今後の障がい者福祉政策の取り組みについてと題して、特別支援学級の整備と今後の進め方についての質問がございま

た。

それぞれの質問に対しての答弁は議案書の通りでございます。以上で令和5年第1回市議会定例会の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

○大森委員 ご報告の中にですね、62ページ、岸議員から、生徒児童の不登校数が増加しているけれどもその対策についてというご質問がありました。それについて、教育長並びに教育指導担当部長が、きちんとお答えになっているのに感銘しました。特にSOSに目を配ろうというお考えだと思います。ただ、SOSを発しにくい児童もいらっしゃると思いますので、そこは、生徒や、それから、そういう児童との信頼関係があつてこそ、SOSも見やすくなると思いますので、付け加えさせていただきます。

日ごろより事務局が茅ヶ崎市の教育について本当に皆さんでよく相談されて、それを、現場で働いていらっしゃる先生方に浸透させていらっしゃることをこの答弁からも感じております。ぜひ、これからもその流れをしっかりと作りになって、茅ヶ崎市の教育に一生懸命励まれることを望みます。ご答弁から、教育の質というのは、こういうことなんだということも感じることができました。新しい年度になり、新しい生徒さんをお迎えになりましたので、ますます励んでいただければと思います。以上です。

○教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○中馬委員 今回中学校給食についてとても関心を示されてるな、と感じました。以前も質問されたような内容が繰り返されていますが、すごく丁寧にお答えになっていて、関心を持たれている市民の方に、こちらで取り組んでいる内容を何度も示すことは、理解をする上でも、安心をする上でも良いことだなと思いました。まだまだ問題はいろいろあると思いますけれども、今後ともよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

他にご意見ご質問等がなければ、日程第17事務報告を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は、人事に関する案件等でございますので、その性質上非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

○竹内教育長 それでは、日程第 18 に入る前に事務連絡をお願いいたします。

[事 務 連 絡]

午後 3 時 32 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和 5 年 4 月 20 日

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員